

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年6月3日
事業者の氏名又は名称	四国西濃運輸株式会社(法人番号8500001007259)(代表者 川上和則)
事業者の所在地	愛媛県東温市上村甲980
営業所の名称	坂出支店
営業所の所在地	香川県坂出市江尻町字江尻新開483-51
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和2年2月26日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)</p> <p>(2)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年6月11日
事業者の氏名又は名称	南商事運輸有限公司(法人番号4470002009583)(代表者 河野孝司)
事業者の所在地	香川県高松市香川町大字浅野3483-5
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市下田井町447-3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項
違反行為の概要	<p>令和2年1月30日及び同年2月4日、労働局と合同で監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年6月24日
事業者の氏名又は名称	有限会社由栄建興(法人番号4470002009030)(代表者 上野由喜)
事業者の所在地	香川県高松市生島町609-9
営業所の名称	本店営業所
営業所の所在地	香川県高松市亀水町53-1、53-6
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項、第18条第1項、第24条の4、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和2年1月10日及び同年2月7日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、13件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていないこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)</p> <p>(2)事業用自動車の定期点検整備の記録の保存が確実になされていないこと(安全規則第3条の2)</p> <p>(3)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第3条の4)</p> <p>(4)運転者に対する点呼が確実になされていないこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(7)運行記録計による記録の保存が確実になされていないこと(安全規則第9条)</p> <p>(8)運転者台帳の作成が確実になされていないこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(9)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(10)新たに雇い入れた運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(11)要件を満たさない者が運行管理者の業務の補助者として点呼を行っていたこと(安全規則第18条第3項)</p> <p>(12)法令に基づく社会保険等(厚生年金保険、雇用保険)への適正な加入がなされていないこと(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)</p> <p>(13)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年6月30日
事業者の氏名又は名称	川崎運送有限会社(法人番号6490002008193)(代表者 森義彦)
事業者の所在地	高知県四万十市鍋島985
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県四万十市鍋島字上ミノハナ985
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>令和元年11月26日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。